

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 福島県議会定例会を招集する件 四六六
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四六六
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四六六
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四六七
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四六七
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四七〇
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四七八
 - 入会林野整備計画を適当と決定した件 四八六
 - 土地収用法により事業の認定をした件 四八九
 - 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件 四九〇
 - 道路の区域を変更する件 四九一
 - 道路の供用を開始する件 四九二
- 公 告**
- 随意契約の相手方を決定した件 四九三
 - 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件 四九三
 - 福島県病院局 四九三
 - 一般競争入札を行う件 四九三
 - 福島県警察本部 四九三
 - 落札者を決定した件 四九三
 - 福島県収用委員会 四九三
 - 福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 四九五
 - 福島海区漁業調整委員会 四九五
 - はえなわ漁業について指示する件 四九六

告 示

福島県告示第五百八十一号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十九年九月十九日福島市に招集する。
 平成二十九年九月五日

福島県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション野田町	福島市野田町七―三二二〇セレーノダイマルーB	平成二十七年六月一日
みうら内科クリニック	二本松市羽石一〇―一六	平成二十九年三月二一日
浪江町国民健康保険仮設津島診療所	同 市油井字大窪一―一八	同 月二三日
カーナデンタルクリニック	福島市本町五―一六 草野ビル三階	同 月一日 年四
さくらんぼ薬局	同 市太平寺字兒子塚三六	同 日
大山クリニック	伊達市北後二―三一―一	同 日
まつやまクリニック	西白河郡矢吹町八幡町五六二―一	同 年五

福島県知事 内堀 雅 雄
(総務課)

こぼり歯科	石川郡浅川町箕輪字作田七五	同	月一日
株式会社広野薬局	双葉郡広野町大字下浅見川字広長 一〇〇一五	同	日
馬場医院	同 郡同 町大字下浅見川字広長 一〇〇一六	同	月八日
伊南あおい眼科	南会津郡南会津町古町字館跡九九 八 伊南保健センター内	同	年六 月一日
こころ訪問看護ステーション	会津若松市本町三二二〇	同	月二三日

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	二本松市羽石一〇一六	廃止年月日
みうら内科クリニック	平成二九年三 月二二日	
笠間医院	福島市野田町四二二一五	同 年四 月二五日
おおほりクリニック	西白河郡矢吹町八幡町五六二一一	同 月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
菊地真人	喜多方市字福 荷宮一八	菊地接骨院	喜多方市字福荷宮一 八	平成二九年 六月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
グループホームもの里	伊達市杵形一 八一二	株式会社コスモメディア カルサポーター	郡山市桑野三一 一二二	平成二九年 六月二二日	認知症対応型共同生活介護 介護予防 防認知症 対型共同 生活介護

福島県告示第五百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年九月五日から平成三十年一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課に備えて縦覧に供する。

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
さくらモールとみおか 福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の名称
（変更前）富岡ショッピングプラザ
（変更後）さくらモールとみおか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
富岡町
富岡町長 宮本 皓一
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚六百二十二番地の一
坂本種苗株式会社
代表取締役 坂本 行生郎
福島県双葉郡富岡町中央一丁目百三番地
富岡町
富岡町長 宮本 皓一

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
株式会社ハニーズ
代表取締役 江尻 義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七―一
有限会社から
代表取締役 江崎 幸男
福島県いわき市植田町東荒田二十二―五十三
株式会社稲元電気

（社会福祉課）

- 代表取締役 稲元 一
福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央二百七十二
株式会社カメラの清水
代表取締役 清水 雅昭
福島県いわき市植田町中央一丁目四の十五
合資会社菊地薬局
代表社員 菊地 成一
福島県双葉郡富岡町中央一丁目百番地
坂本種苗株式会社
代表取締役 坂本 行生郎
福島県双葉郡富岡町中央百三番地
株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
株式会社ダイユーエイト
代表取締役 浅倉 俊一
福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
株式会社ツルハ
代表取締役 鶴羽 順
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号
- 三 変更した年月日
1 大規模小売店舗の名称 平成二十九年三月四日
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十九年五月三十日
3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十九年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十九年八月二十四日
- 五 届出をした者
富岡町
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年九月五日から同年十月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備えて縦覧に供する。

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
廃棄物等に関する事項について
廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し極力再生利用を行うこと。事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬に当たっては飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。
廃棄物の収集運搬処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物、事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。
法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十八号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、森戸入会林野整備組合組合長湯田茂から平成二十九年八月二十一日付けで申請のあった滝ノ又山入会林野整備計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年九月六日から
同 年十月五日まで (三十日間)
- 三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室林業振興課、福島県南会津農林事務所森林林業部及び南会津町役場

(林業振興課)

福島県告示第五百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 起業者の名称

双葉町

二 事業の種類

双葉町共同墓地整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県双葉郡双葉町大字長塚字寺内前地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

双葉町共同墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づき、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

双葉町には、三十三か所の共同墓地が整備されているが、それらのうち、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による影響で、十九か所の共同墓地について対応が求められている。

これらの共同墓地は、古くから地域住民に受け継がれている大切な墓地であり、津波により流失したこと、中間貯蔵施設建設予定地内にあること、高線量地域内にあることから移転させる必要が生じているものである。

また、町外で避難生活を送る町民からは、新規の墓地に対する問合せが毎月十程度寄せられており、共同墓地への需要は多い。

このような状況の中、本件事業の施行によって、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による影響を受けた地域の墳墓を移転させることが可能になるとともに、共同墓地を新たに使用したい町民の需要にも対応することが可能となる。

また、中間貯蔵施設建設予定地内からの墳墓移転が進むことは、施設の建設が進むことに大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響

評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当しない。
 また、双葉町教育委員会に照会したところ、本起業地は「周知の埋蔵文化財」の範囲外であることを確認している。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、双葉町が東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向けて平成二十八年十二月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に基づき、住民の意向を反映させるための意向調査及び中間貯蔵施設建設予定地等、移転が必要となる地域の墳墓数から算出された需要予測を踏まえて計画されたものである。

また、起業地の選定に当たっては、福島県墓地、埋葬に関する法律施行細則第一条第一項の規定に従い、町内三か所の候補地の比較検討を行っているが、地理的条件、周辺環境及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

双葉町の共同墓地は町内に三十三か所整備されているが、それらのうち十九か所の墳墓については移転が必要な状況となっており、加えて町民からの問合せが毎月十件程度寄せられており、共同墓地への需要は多い。

また、中間貯蔵施設建設予定地内からの墳墓移転が進むことは、施設の建設が進むことに大きく寄与するものである。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。
 また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、取用又は使用の別の取用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。
 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
 双葉町住民生活課

(土木総務課用地室)

福島県告示第五百九十号

海岸保全区域として指定する件（昭和三十三年福島県告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月五日

表17浪江海岸棚塩地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）

基点1	X 一六七〇〇四・九二六	Y 一〇六五四七・五七八の点
基点2	X 一六六七七五・六八〇	Y 一〇六五七七・九五三の点
基点3	X 一六六七三四・一八三	Y 一〇六五八二・六七三の点
基点4	X 一六六七三四・八三二	Y 一〇六五八〇・九九一の点
基点5	X 一六六七四五・六九八	Y 一〇六五七三・七九六の点
基点6	X 一六六七四七・五三三	Y 一〇六五六三・九八六の点
基点7	X 一六六七四〇・一七六	Y 一〇六五五四・七一五の点
基点8	X 一六六七三七・三七七	Y 一〇六五五三・二〇一の点
基点9	X 一六六七二八・九七一	Y 一〇六五五〇・七八八の点
基点10	X 一六六七一八・一三〇	Y 一〇六五五三・一八七の点
基点11	X 一六六七〇一・二〇五	Y 一〇六五四九・五二三の点
基点12	X 一六六六九四・二三三	Y 一〇六五四三・九二一の点
基点13	X 一六六六三三・〇三三	Y 一〇六五三一・一〇三の点
基点14	X 一六六六二八・九八一	Y 一〇六五三四・九三七の点
基点15	X 一六六六一七・八一六	Y 一〇六五三一・八八五の点
基点16	X 一六六六一七・八一六	Y 一〇六五三一・九七三の点
基点17	X 一六六六〇六・五二六	Y 一〇六五三一・〇三八の点
基点18	X 一六六五九五・一九七	Y 一〇六五三一・〇九〇の点
基点19	X 一六六五八六・六八一	Y 一〇六五三一・五三六の点
基点20	X 一六六三一六・四〇三	Y 一〇六五四五・七四六の点
基点21	X 一六六二七四・三六九	Y 一〇六五四五・五一三の点
基点22	X 一六六一二三・一八三	Y 一〇六五四二・七四三の点
基点23	X 一六五九〇〇・六〇三	Y 一〇六五三八・一四七の点
基点24	X 一六五八九二・六八八	Y 一〇六五三三・九八三の点
基点25	X 一六五八三二・一二九	Y 一〇六五三二・七三三の点
基点26	X 一六五八三一・六九〇	Y 一〇六五三六・七二五の点
基点27	X 一六五八〇〇・二六八	Y 一〇六五三六・〇七六の点
基点28	X 一六五七九二・七四六	Y 一〇六五三四・八三七の点
基点29	X 一六五七八六・九四九	Y 一〇六五三二・二二四の点
基点30	X 一六五七八一・九二五	Y 一〇六五二八・三二九の点
基点31	X 一六五七七七・九六二	Y 一〇六五二三・三五八の点
基点32	X 一六五七七五・二七六	Y 一〇六五一七・五九五の点
基点33	X 一六五七七四・〇一一	Y 一〇六五一一・三六五の点
基点34	X 一六五七七四・二五四	Y 一〇六五〇四・九二二の点
基点35	X 一六五七七六・五五七	Y 一〇六四九〇・六五七の点
基点36	X 一六五七七九・二一一	Y 一〇六四八〇・四五〇の点
基点37	X 一六五七四五・七九八	Y 一〇六四七六・〇七〇の点
基点38	X 一六五六八七・八一九	Y 一〇六五二九・九九一の点

補助点1 X一六五六八・六五八 Y一〇六五八八・九五六の点
 補助点2 X一六五七二〇・二二七 Y一〇六六九九・五三一の点
 補助点3 X一六五九五七・七二八 Y一〇六七五九・六三四の点
 補助点4 X一六六二〇二・三七二 Y一〇六七六二・四四五の点
 補助点5 X一六六五二九・三一〇 Y一〇六七七八・八二五の点
 補助点6 X一六六六〇六・〇七五 Y一〇六七七七・三〇六の点
 補助点7 X一六六六七六・一〇五 Y一〇六七八九・六九三の点
 補助点8 X一六六八〇二・九三九 Y一〇六六七三・二九七の点
 補助点9 X一六七〇一〇・五三一 Y一〇六六五五・九二五の点

二 区域
 棚塩地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、
 基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、
 基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、
 基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、
 基点35、基点36、基点37、基点38、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、
 補助点5、補助点6、補助点7、補助点8及び補助点9を順次直線で結んだ線並
 びに補助点9と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林を除く。)

(河川計画課)

福島県告示第五百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道についで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十九年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 郡山線	郡山市中田町下枝字館 二八四番二地先から 同 市中田町下枝字大 平五一一番四地先まで	変更前	A 一一・〇〇	三七五・〇
		変更後	B 一一・〇〇	三七六・〇
		変更前	A 一一・〇〇	三七五・〇
		変更後	B 一一・〇〇	三七六・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百九十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十九年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上郷下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字笹川字甲 賀休場二三九〇番地先から 同 郡同 町新郷大字笹川字百 目貫二一〇四番地先まで	平成二十九年九月五日

(道路計画課)

公 告

公告第188号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成29年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年9月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成29年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
44,466,602円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（市町村行政課）

公告第百八十九号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号）第十条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び添付書面を平成二十九年九月六日から同年十二月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、いわき市産業振興部商工労働課、田村市産業部商工観光課、鮫川村農林商工課、平田村産業課、古殿町産業振興課、小野町産業振興課、広野町役場一階中央ロビー、楡葉町新産業創造室及び川内村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年九月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 特定小売商業施設の名称及び所在地
 - 1 名称（仮称）イオンモールいわき小名浜
 - 2 所在地 いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業地内（街区番号二符号一ほか）
- 二 変更した事項
 - 1 特定小売商業施設の新設の予定日
（変更前）平成二十八年三月一日
（変更後）平成三十年六月一日
 - 2 特定小売商業施設の店舗面積の合計
（変更前）三万四千四百平方メートル
（変更後）三万二千九百三十三平方メートル
- 三 届出年月日
平成二十九年八月十日

（商業まちづくり課）

福島県病院局

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成29年9月5日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 放射線機器 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年2月28日（水）
- (4) 納入場所 福島県立ふたば医療センター（仮称）（福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に示す関係書類を添付して、平成29年9月26日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号

福島県病院局病院経営課

電話番号024-521-7228

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年9月5日（火）から同月26日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月18日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成29年10月24日（火）午前10時
- (2) 場所 福島県病院局会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便にて行うものとし、平成29年10月23日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radiation Equipment 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 24 October 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 23 October 2017

(4) Contact point for the notice : Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan TEL024-521-7228

(病院経営課)

福島県警察本部公告第61号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年9月5日

福島県警察本部長 松本 裕之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県警察通信指令システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E Cキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
518,423,328円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年6月23日

(会 計 課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月五日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭弘

福島県収用委員会規則第三号

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）中

心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態・病歴	<input type="checkbox"/> 障害
	<input type="checkbox"/> 性格	<input type="checkbox"/> その他（
家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴
	<input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> ）

家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴
	<input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> ）

思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想・信条	<input type="checkbox"/> 宗教
	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（収集する理由：	

要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社
	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 犯
	<input type="checkbox"/> 心身の機能障害	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	
	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤		
	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続		

会的身分
罪被害の事実

□少年の保護事件に関する手続
(収集する理由：)

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県収用委員会が取り扱う個人情報
の保護に関する規則様式第一号(その二)による用紙は、当分の間、使用することが
できる。

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次の
とおり指示する。

平成二十九年九月五日

福島海区漁業調整委員会

会長 新 妻 芳 弘

福島県漁業調整規則(昭和四十年福島県規則第五十九号)第四十五条の二第一号、第
四号及び第五号に規定する区域においては、平成二十九年十月十五日から同年十一月十
四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。